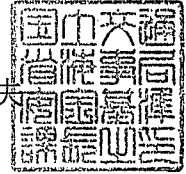




国海安第 128 号
平成 22 年 11 月 29 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齊藤 弘 殿

国土交通省
海事局安全基準課長 久保田 秀夫



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等
の一部を改正する省令の制定について (通知)

標記につきまして、下記の省令が、平成 22 年 12 月 1 日付け公布される予定となっておりますので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

海洋汚染等及び海洋災害の防止に関する法律施行規則等
の一部を改正する省令 (国土交通省令第 56 号)

以上



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の 一部を改正する省令案について

平成22年11月
総合政策局海洋政策課
海事局安全基準課

1. 背景

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（マルポール条約）附属書Ⅰ（油による汚染の防止のための規則）及び附属書Ⅵ（船舶による大気汚染の防止のための規則）の改正に対応するため、今年行われた第174回通常国会に『海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案』を提出し、同改正案は5月に成立したところ（以下『改正海防法』という。）。

改正海防法第8条の2については施行期日が平成23年1月1日であることから、国土交通省令で定めることとしている事項を定める必要があるため、『海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年省令第38号）』及び『海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）』等の一部を改正することとする。

また、本年5月に開催されたIMO第87回海上安全委員会（MSC87）において環境有害物質の判定基準の追加等を内容とするIMDGコードの改正が採択され、ばら積み以外の方法で輸送される容器及び包装の内容物が海洋汚染物質であることを示す表札の様式が改正されたことから、『海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則』第4号の2様式を改正することとする。

2. 改正の概要

○改正海防法関係

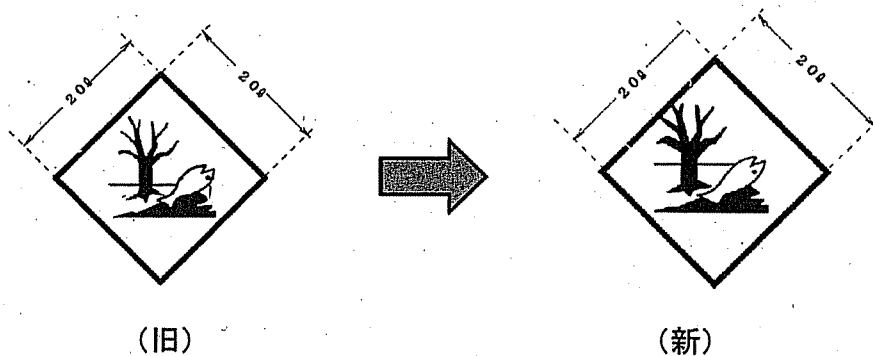
第8条の2関係

- ・国土交通省令で定める総トン数を『総トン数150トン』と定めること（第1項）
- ・国土交通省令で定める特別の用途のものを『海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用するタンカー』と定めること（第1項）
- ・船舶間貨物油積替作業手引書の技術上の基準を定めること（第2項）
- ・船舶間貨物油積替が行われたときに作成すべき記録を定めること（第6項）

○その他

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則様式第4号の2関係

- ・様式を以下のとおり改正する。（附則において1年間の経過措置を定める。）



また、本改正に合わせて以下の改正を行う他、所要の改正を行うこととする。

- ・ 国際油汚染防止証書の様式を改正すること
- ・ 油記録簿の様式を改正すること

3. スケジュール (予定)

公 布 : 平成 22 年 12 月 1 日 (水)
施 行 期 日 : 平成 23 年 1 月 1 日 (土)